

第2回埼玉県少子化対策協議会 議事録

日時：平成29年8月4日（水）

10時00分～11時30分

場所：埼玉県県民健康センター大会議室

出席者：89名

1 開会

2 あいさつ（福祉部少子化対策局 小池局長）

- ・「3キュー子育てチケット」について、6月の県議会で報告を行うとともに、7月中旬には委託事業者を公募を行い、決定した。7月25日には知事が記者発表を行い、「彩の国だより8月号」の中で広報記事を掲載したところである。
- ・本日の協議会では、こうした「3キュー子育てチケット」の進捗を御報告させていただくとともに、平成29年度の少子化対策関係事業についての各市町村の実施状況などについて報告させていただく。
- ・また、午後には、第二部として、保育予約制や結婚支援事業について、WGを開催し、各市町村の共通の課題について議論を深めていきたいと考えている。
- ・引き続き少子化対策について協力をよろしく願いたい。

3 議題

(1) 平成29年度における少子化対策協議会の運営イメージについて

○資料1-1、1-2により高島少子政策課長から説明

(2) 多子世帯応援クーポン事業の進捗状況について

○資料2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6により
高島少子政策課長から説明

(3) 平成29年度事業の各市町村実施状況及び優良・先行事例について

○SAITAMA 出会いサポート事業の各市町村実施状況について、
資料3により、浪江少子政策課主幹から説明

○保育士宿舎借上補助事業の各市町村実施状況について、
資料4により、渡邊少子政策課主幹から説明

○新任保育士就業継続研修事業の各市町村実施状況について、
資料5により、渡邊少子政策課主幹から説明

○都市公園等を活用した保育所整備に関する優良・先行事例
資料6により、佐々木少子政策課副課長から説明

○子育て家庭への訪問支援に関する優良・先行事例
資料7-1、7-2により、服部少子政策課主幹から説明

○質疑応答は別紙

(4) 事務連絡

○国の「子育て安心プラン」に関し市町村が期待する取組について

資料8-1、8-2により、山崎少子政策課主幹から説明

○わがまち特例に係る県税条例改正（不動産取得税の特例措置）について

資料9により、渡邊少子政策課主幹から説明

○潜在保育士に関する登録システムの紹介について

資料10により、渡邊少子政策課主幹から説明

○保育士就職フェア案内について

資料11により、渡邊少子政策課主幹から説明

○社会福祉施設等における利用者の安全確保の徹底について

資料12により、高島少子政策課長から説明

○質疑応答は別紙

4 閉会

【質疑応答】

(川越市)

Q 川越市は「3キュー子育てチケット」への上乗せ事業を予定しており、予算措置を当初予算で行っているところである。県が委託する事業者と打ち合わせをする場を設けていただきたい。

(埼玉県)

A 8月中には、川越市の日程に合わせて打ち合わせを行う機会を設けたい。また、同じように上乗せ事業を検討いただいている市町村についても同様の機会を設けるようにしたい。

(朝霞市)

Q 「3キュー子育てチケット」について、市町村において広報やPRを実施してほしいとのことであるが、市報等に掲載する際には原稿のひな形等ももらえるのか。

(埼玉県)

A 参考例を送付するので、他の市町村においても掲載を検討していただければありがたい。

(朝霞市)

Q 「3キュー子育てチケット」のことを市報に掲載する場合、早くとも10月号になってしまうが、問題ないか。

(埼玉県)

A 市報においては、時期を問わず掲載をお願いしたい。また、市町村ホームページ等においても可能な限り早めの掲載をお願いしたい。

(伊奈町)

Q チケット申請者が転居した場合の住所確認はどうするのか。

(埼玉県)

A チケット利用者が県委託業者に住所変更届を提出することとし、その旨も周知徹底していった上で転送不可でチケット送付を行う。市町村において住所確認等をしていただくことは想定していない。

(伊奈町)

Q 利用の手引きを作成するとあるが、どのような形でチケット申請者に配布するのか。また、利用の手引きは市町村に配布されるのか。

(埼玉県)

A 10月下旬からチケットの送付を行う予定だが、その際に同封するものとしている。市町村にも参考に配布する。

(伊奈町)

Q 公立保育園の実費徴収分の場合、集金袋の写しでもよい、とのことであるが、以前の協議会の際には用途が明確でないと対象とできない、とのことであったと記憶しているが、どのような整理になったのか。

(埼玉県)

A 保育施設等で領収したことが分かるもの（領収印が押してあるもの等）であれば、保育に必要なものということで対象とすることとした。

(川越市)

Q 多子世帯応援クーポン事業の市町村補助の部分について、すでに当初予算で計上しているところだが、今年度補助金を申請したとしても年度途中の事業開始により、予算が余ることが想定される。次年度への明許繰越はできないか。また、余った分を平成30年度予算の補助金に振り替えることは可能か。

(埼玉県)

A 明許繰越は考えていない。次年度は今年度と同様の補助金を予算要求していく。川越市にて平成29年度予算で実施した補助事業に対して、県の平成30年度補助金を振り替えることについては整理して回答する。

(富士見市)

Q 保育士宿舎借上事業についてだが、富士見市は実施しているが国の「待機児童解消加速化プラン」への参加という条件がかなり厳しい。国のプランへの参加がなくとも補助の対象とすることはできないか。

(埼玉県)

A まずは少しでも待機児童解消のためになればということで国庫補助事業を活用したという背景があるため、現在のところこの条件を外すことは考えていないが、今後の状況を見ながら検討して参りたい。

以上